

1. 化学物質等及び会社情報

製品名:ネオレタン・プライマーK
製品分類:ポリイソシアネート溶液
会社:三ツ星ベルト株式会社
住所:兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21
担当部署:建設資材事業部技術・生産部
電話番号:078-682-3379
ファックス番号:078-685-5681
推奨及び使用上の制限事項:建築物の防水(屋上、ベランダ、バルコニー、開放廊下等)
ウレタン塗膜防水用の層間プライマー

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	: 区分2
皮膚腐食性/刺激性	: 区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 区分1
感受性	
呼吸器	: 区分1
皮膚	: 区分1
生殖細胞変異原性	: 区分2
発がん性	: 区分1B
生殖毒性	: 区分1A
	追加区分:授乳に対するまたは授乳を介した影響
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分1(中枢神経系)、区分2(腎臓、肝臓)
	: 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分1(腎臓、中枢神経系、末梢神経系)
	: 区分2(腎臓、肝臓)
吸引性呼吸器有害性	: 区分外
水生環境	
急性有害性	: 区分3
オゾン層への有害性	: 分類できない
	記載のないものは「分類対象外」または「分類できない」

GHSラベル要素:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
重篤な眼の損傷
吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
発がんのおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ

臓器の障害(中枢神経系)
 臓器の障害のおそれ(肝臓、腎臓)
 呼吸器への刺激のおそれ
 眠気又はめまいのおそれ
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(中枢神経系、末梢神経)
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ(肝臓、腎臓)
 水生生物に有害

注意書き

《安全対策》

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 熱火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
 静電気放電や火花による引火を防止すること。
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 屋外又は、換気の良い区域でのみ使用すること。
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 容器を密閉しておくこと。
 環境への放出を避けること。

《応急措置》

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
 飲み込んだり、吸入又は接触したか、またはばく露の懸念のある場合、気分が悪い時は医師の手当てを受けること。

《保管》

容器を密閉して直射日光を避け、火気・熱源から遠ざけて、換気の良い場所で施錠して保管すること。

《廃棄》

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に業務委託すること。
 使用済みの容器は他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物区別：混合物

化学名又は一般名	ウレタン プレポリマー	トリレンジ イソシアネート (TDI)	トルエン	メチルエチル ケトン (MEK)	N,N-ジメチル ホルムアミド (DMF)
含有量	10～20%	0.8%	6.4%	65～75%	7.9%
CAS No.	—	141-78-6	108-88-3	78-93-3	110-82-7
官報公示整理番号 (化審法)	(7)-820	(2)-726	(3)-2	(2)-542	(3)-2233

※上記記載の含有量は代表値ですので、規格を保証するものではありません。

4. 応急措置

吸入した場合:

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸に関する症状が出た場合、及び気分が悪い時は、直ちに医師に連絡し、医師の診断／手当を受ける。

皮膚に付着した場合:

汚染された衣類を脱ぐこと。
汚染された作業衣は再使用する前に洗濯すること。
多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激があれば医師の診断／手当を受けること。

眼に入った場合:

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断／手当を受けること。

飲み込んだ場合:

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。
被災者に意識がない場合は口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

消火剤:

粉末ドライケミカル、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂、大量の噴霧水。

使ってはならない消火剤:

棒状水。

特有の危険有害性:

加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
極めて燃え易い、熱、火花、火災で容易に発火する。
引火性の高い液体及び蒸気

特有の消火方法:

粉末ドライケミカル又は炭酸ガスで初期消火にあたる。
火災が広がった時は大量の噴霧水で消火する。
消火活動は可能な限り風上から行う。
着火していないドラム設備などに放水し、延焼・加熱防止や破裂の防止に努める。

消火を行う者の保護:

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

環境に対する注意事項:

河川等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。

回収、中和:

漏出物を密閉できる空容器に回収する。
衝撃、静電気により火花が発生しない装置、材質の用具を用いる。

封じ込め及び浄化の方法・機材

少量の場合には乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
大量の場合はこぼれた液が広がらないように、砂、土、おがくず等で囲う。

出来るだけ液体を容器に回収する。

回収容器は密閉してはならない。

回収できなかったものは中和、又は上記の方法で除去する。

中和剤の例 水/濃アンモニア水/液体洗剤=0~95/3~8/0.2~0.5(重量比)

二次災害の防止策:

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

取扱い場所は換気を良くし、その周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

適切な保護具を着用する。

局所排気・全体排気:

取扱う場合は局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で行う。

接触、吸入、又は飲み込まない。

取扱い後はよく手を洗う。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。

安全取扱い注意事項:

緊急時に備えて、十分な数の保護具を常備する。

容器取扱いには転倒・落下に注意する。

保管

技術的対策:

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質:

「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管条件:

直射日光を避け、火気・熱源から遠ざけて保管する。

混触危険物質から離して保管する。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

施錠して保管すること。

容器包装材料:

消防法及び国際輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

管理濃度:

トルエン(20ppm)、メチルエチルケトン(200ppm)、N,N-ジメチルホルムアミド(10ppm)

許容濃度:

トルエンとして

日本産業衛生学会(2014年版)	50ppm 188mg/m ³	皮膚呼吸性
ACGIH(2015年版)	50ppm(TLV-TWA)	皮膚呼吸性

メチルエチルケトンとして

日本産業衛生学会(2014年版)	200ppm 590mg/m ³	—
ACGIH(2014年版)	200ppm(TLV-TWA)、300ppm(TLV-STEL)	—

N,N-ジメチルホルムアミドとして

日本産業衛生学会(2007年版)	10ppm 30mg/m ³	皮
ACGIH(2007年版)	10ppm(TLV-TWA)	Skin

保護具

呼吸器の保護具:

空気呼吸器、送気式マスク、防毒マスク

手の保護具:

保護手袋

眼の保護具:

保護眼鏡、ゴーグル

皮膚及び身体の保護具:

安全帽、保護服、保護前掛け、保護長靴

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 淡黄色液体
臭い	: 芳香臭
沸点	: データなし
引火点	: -9°C
爆発範囲	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重(密度)	: 0.88
溶解性	: 有機溶剤に可溶。水と反応する。
自然発火温度	: データなし
粘度	: 8±7mPa・s/25°C

10. 安定性及び反応性

安定性:

通常の条件下では安定である。

危険有害反応可能性:

酸化剤、酸、アルコール、アミン、塩基と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす可能性がある。

水と反応して炭酸ガスを発生する。

避けるべき条件:

水、湿気、高温の物体、火花、裸火、静電気火花。

混触危険物質:

酸化剤、酸、アルカリ、アルコール、アミン、塩基、水。

危険有害な分解生成物:

燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などを発生する。

11. 有害性情報

【製品情報】

急性毒性				
急性毒性 経口	:	LD50 >2661 mg/kg(計算値)		区分外
経皮	:	LD50 >5160 mg/kg(計算値)		区分外
吸入(蒸気)	:	LC50 >29.3 mg/L(計算値)		区分外
吸入(ミスト、粉塵)	:	データなし		分類できない
皮膚腐食性・刺激性	:	区分 2		
眼に対する重篤な 損傷・眼刺激性	:	区分 1		
呼吸器感受性	:	区分 1		
皮膚感受性:	:	区分 1		
生殖細胞変異原性	:	区分 2		
発がん性	:	区分 1B		
生殖毒性	:	区分 1A		
				追加区分(授乳に対するまたは授乳を介した影響)
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	:	区分 1(中枢神経系)、区分 2(呼吸器・腎臓)		区分 3(気道刺激、麻酔作用)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	:	区分 1(中枢神経系・末梢神経・肝臓・腎臓)、区分 2(呼吸器・腎臓)		
吸引性呼吸器有害性	:	区分外		

【成分情報】

	TDI	トルエン	MEK	DMF
急性毒性				
経口	:	区分外	区分外	区分外
経皮	:	区分外	区分外	区分外
吸入(蒸気)	:	区分 1	区分 4	区分 3
吸入(ミスト、粉塵)	:	分類できない	分類できない	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	:	区分 2	区分 2	区分外
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	:	区分 2A	区分 2B	区分 1
呼吸器感受性:	:	区分 1	分類できない	分類できない
皮膚感受性	:	区分 1	分類できない	分類できない
生殖細胞変異原性	:	区分外	分類できない	区分 2
発がん性	:	区分外	分類できない	区分 1B
生殖毒性	:	区分外	分類できない	区分 1B
		追加区分: 授乳に 対するまたは授乳 を介した影響		
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	:	区分 3 (気道刺激性)	区分 1 (中枢神経系) 区 分 2(腎臓) 区分 3(気道刺激性)	区分 1(肝臓) 区分 2(呼吸器)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	:	区分外	区分 1(中枢神経 系、腎臓)	区分 1(肝臓)
吸引性呼吸器有害性	:	分類できない	区分 1	分類できない

12. 環境影響情報

	【製品情報】	【成分情報】			
		TDI	トルエン	MEK	DMF
水生環境急性有害性	: 区分3	区分3	区分2	分類できない	区分外
水生環境慢性有害性	: 区分外	区分外	区分3	分類できない	区分外
オゾン層への有害性	: 分類できない				

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

廃棄においては、関係法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。

汚染容器及び包装

空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

容器の処理は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号	: 1866
品名	: 樹脂液
国連分類	: クラス3(引火性液体)
容器等級	: II
海洋汚染物質	: トルエン、N,N-ジメチルホルムアミド 有害物質(Y類物質)

国内規則

陸上運輸	: 消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送	: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送	: 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送上の特別な

安全対策及び条件

: 火気厳禁

眼に入れたり蒸気を吸入したりしないこと。

輸送前に容器の破損、腐食、漏れがないことを確かめること。

直射日光を避け、容器の、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

応急措置指針番号 : 128

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

トリレンジイソシネート、メチルエチルケトン、トルエン、N,N-ジメチルホルムアミド

名称等を表示すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条)

メチルエチルケトン、トルエン、N,N-ジメチルホルムアミド

第2種有機溶剤類(施行令別表第6の2、有機溶剤中毒予防規則第1条第11項第4号)

メチルエチルケトン、トルエン、N,N-ジメチルホルムアミド

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

メチルエチルケトン、トルエン

変異原性がみとめられた既存化学物質(法第57条の5労働基準局通達)

2,6-トリレンジイソシアネート

消防法

危険物 第4類第1石油類 非水溶性 危険等級II

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

トルエン、N,N-ジメチルホルムアミド

船舶安全法

引火性液体類(危険則第2,3条危険物告示別表第1)

トルエン、メチルエチルケトン、N,N-ジメチルホルムアミド

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示第1)

トルエン、メチルエチルケトン、N,N-ジメチルホルムアミド

16. その他の情報

引用文献

東京消防庁警防研究会監修、第2版危険物データブック

日本芳香族工業会・職場の安全サイト、原料メーカー、安全データシート

日本化学会、化学防災指針

GHS 国連文書第5版

JISZ7253(2012年)

○本文中の記載内容は、当社の最善の知見に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。

○すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いには細心の注意が必要です。
御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださる様御願い申し上げます。